

在外投票権認める

与党3党一致 比例区に限定 今国会提案へ

自民、社民、さきがけ3党の与党選挙制度協議会（座長・松永光自民党選挙制度調査会長）が二十一日開かれ、四十二万人と推定されている海外の長期滞在者に国政選挙の比例区に限り投票権を認めることで一致した。これを受けて政府は公職選挙法改正案を国会に提案する方針だが、会期末まで時間が少ないため、継続審議になる可能性が高い。

定数削減は継続協議

合意された改正案要綱は、
①投票権が認められるのは三カ月以上海外に滞在して将来帰国の意思があり、在外選挙人名簿に登録した者
②投票対象は当分の間衆参両院の比例区選挙に限る
③投票日の五日前までに在外公館に向いて投票するほか、郵便による投票も認める—など。
在外邦人の投票権では、新進、太陽両党が衆参両院の選挙区選挙も対象とする改正案をすでに提案している。
また三党は、同じ地方自治体の首長選と議員選の同時実施を拡大する公選法改正案についても了承した。衆院公職選挙法改正調査特別委員会で各党の合

意が得られれば議員立法として提案したいとしている。定数削減問題については、自民党が参院比例区の二十議席削減を提案している。衆院公職選挙法改正案提出を見送り、継続して協議していくことになった。